



新型コロナウイルス感染症について

《緊急事態宣言が発出されています》

【実施区域】 全都道府県 【特定警戒都道府県】 東京・神奈川・千葉・埼玉・大阪・兵庫・福岡
北海道・茨城・石川・岐阜・愛知・京都

【実施期間】 4月7日～5月6日

- ・正確な情報に基づき、冷静な対応を心がけてくださるようお願いします。
- ・特定警戒都道府県との往来、都道府県をまたぐ不要不急の移動について、自粛をお願いします。
- ・特定警戒都道府県から移動して来た方には、2週間の間、外出自粛、検温などの健康観察をお願いします。

＜受診の目安＞ ☆場合（状態）によっては早めに相談☆
○風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く。
○強いだるさや息苦しさがある。
○高齢者や基礎疾患がある方、妊婦さんは上の状態が2日程度続いた場合

＜万一、感染が疑われる場合＞
○まずは、五所川原保健所に相談してくださるようお願いいたします。
○病院を受診する際にも事前に電話連絡し、マスク着用で受診してくださるようお願いいたします。

ご心配やご不明な点があれば、まずはお問い合わせください。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口	TEL 0120-565653
・帰国者・接触者相談センター（五所川原保健所）	TEL 0173-34-2108
《健康面・予防方法について心配な方》・電話相談窓口（青森県）	TEL 0120-123-801
・役場 健康保険課	TEL 22-2111

鶴田診療所に関するお知らせ

☆小児科の診察時間について…令和2年4月より、月・水・金曜日の午後のみ（13時～16時）となりました。
☆町の間人ドックについて…新型コロナウイルス感染症対策として、消化器内視鏡検査を当面の間休止することとなりました。それに伴い、町の間人ドックの受付も休止となります。再開時期は決まり次第お知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い 町税、介護・後期保険料の納付が困難な方 に対する猶予制度について

＜申請による徴収の猶予＞

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が患された場合のほか、以下のようなケースに該当する場合は、申請による徴収の猶予制度があります。
（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合
（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合
（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合
（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

＜申請による換価の猶予＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時的に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

問い合わせ先 役場 22-2111

町税について 税務会計課 出納徴収班（内線 123・124）

介護・後期保険料について

健康保険課 国保介護班（内線 142・143）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う国民健康 保険被保険者（給与等の支払を受けている者） に対する傷病手当金の支給について

① 対象者

被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱などの症状があり感染が疑われる者

② 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

③ 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

＜申請方法＞

申請書は健康保険課の窓口に用意してありますので、ご相談ください。

問い合わせ先 役場 22-2111

健康保険課 国保介護班（内線 142）